

令和7年 第6回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年6月5日(木) 午後2時00分～午後3時16分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(31名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久	18番 諏訪博保		
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和	26番 荒川逸夫	27番 大橋 功	28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
33番 伊藤幹男	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(3名)

9番 牧野友彦 19番 伊藤正覚 20番 岡田郁夫

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 報告第4号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について
- (3) 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (4) 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 議案第25号 海津市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- (7) 議案第26号 令和6年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤、総括課長補佐兼農地係長 古川、会計年度任用職員 白木

7 その他会議に出席した関係者

農林振興課 伊藤課長補佐、林主事

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

14番 野津憲雄 16番 後藤昌宏

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。9番 牧野委員、19番 伊藤委員、20番 岡田委員より欠席の報告を受けております。

本日の出席委員は34名中31名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和7年 第6回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、14番 野津憲雄委員、16番 後藤昌宏委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 報告第4号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について、事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

1ページをご覧ください。

報告第4号 農地法3条の3第1項の規定による届出の受理報告について

農地法3条の3第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和7年6月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

2ページのとおり、7件の届け出があり関係者に受理書を送付したことを報告するものです。

◎議 長

はい、以上で報告を終わります。

続きまして、日程第3 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年6月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

所有権移転案件 6件です。

受付番号70番

海津町石亀●●●●番地 外3筆、田畑、計6,798㎡

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。申請事由：贈与。

受付番号71番

海津町安田字村中●●●●番 外1筆、畑、計285㎡

譲渡人、滋賀県大津市、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大

受付番号72番

平田町土倉字江西●●●●番 外3筆、田畑、計2,399㎡

譲渡人、名古屋市瑞穂区、●●●●。譲受人、平田町、有限会社 ●●●●。

申請事由：農業経営拡大

受付番号73番

平田町仏師川字沼●●●●番 外1筆、田、計6,583㎡。

譲渡人、平田町、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大

受付番号74番

南濃町徳田字藪内●●●●番 外1筆、畑、計717㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、名古屋市千種区、●●●●。申請事由：贈与

受付番号75番

南濃町上野河戸字四ツ辻●●●●番、畑、325㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：新規就農

別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。
受付番号70番の案件について、18番 諏訪委員お願いします。

◎18番 諏訪委員

受付番号70番の案件については、申請の目的は、贈与です。
譲渡人は、高齢のため農地の管理が困難で営農縮小を図り、譲受人は、担い手として農業経営を拡大するため贈与を受けられるもので問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号71番の案件について、23番 瀬古委員お願いします。

◎23番 瀬古委員

受付番号71番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。
譲渡人は、遠方におり農地の管理が困難で営農縮小を図り、譲受人は、自宅に近く経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号72番の案件について、3番 伊藤委員お願いします。

◎3番 伊藤委員

受付番号72番の案件について、申請の目的は、農業経営拡大です。
譲渡人は、相続により取得されましたが、農地の管理が困難で営農縮小を図り、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号73番の案件について、17番 川瀬委員お願いします。

◎17番 川瀬委員

受付番号73番の案件について、申請の目的は、農業経営拡大です。
譲渡人は、高齢のため農地の管理が困難で営農縮小を図り、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号74番の案件について、13番 高木委員お願いします。

◎13番 高木委員

受付番号74番の案件について、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、高齢のため農地の管理が困難で営農縮小を図り、譲受人は、祖父から贈与され後継者になれるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号75番の案件について、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号75番の案件について、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、労働力不足のため営農縮小を図り、譲受人は、自宅に近く、みかん栽培をするため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい、担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第4 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (古川総括課長補佐兼農地係長)

5ページをご覧ください。

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和7年6月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号76番 海津町深浜字北●●●●番、畑、現況 宅地、522㎡。

申請人：海津町、●●●●。転用目的：農業用倉庫。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、地域の農業の振興に資する施設であると判断します。

既に住宅と一体利用されている追認案件となり、被害防除では、周囲は申請人の所有地で、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号76番について、10番 加藤委員をお願いします。

◎10番 加藤委員

受付番号76番の案件については、申請の目的は、農業用倉庫です。

申請者は、昭和38年ごろに、コメの保管場所として建築済みで、東側の住宅と一体利用されており、その是正をされるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

6 ページをご覧ください。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和7年6月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

所有権移転案件4件、賃貸借案件1件、使用貸借案件1件です。

受付番号78番 南濃町志津字南屋敷●●●●番、畑、555㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、住宅のように供する施設等が連たんする第3種農地であると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号79番 南濃町奥条字上河原●●●●番、田、現況 畑、390㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：養老郡養老町、●●●●。

転用目的：一般個人住宅

この案件の農地区分は、概ね500m以内に城山支所がある第2種農地で、許可区分では代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、境界にL型擁壁等を施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号80番 南濃町安江字木戸●●●●番、畑、834㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号81番 南濃町太田字町通●●●●番、畑、99㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：南濃町、●●●●。

転用目的：寺院駐車場

この案件の農地区分は、概ね300m以内に石津駅がある第3種農地であると判断します。被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号82番 賃貸借案件です。海津町馬目字道上●●●●番、田、2,477㎡。

賃貸人：海津町、●●●●。賃借人：東京都新宿区、●●●●株式会社。

転用目的：店舗及び従業員駐車場。

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、境界にL型擁壁を施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号83番 使用貸借案件です。

海津町田中字江東457番 外1筆、畑、計422㎡。

使用貸人：海津町田中、●●●●。

使用借人：同所、●●●●。

転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では集落接続に該当するものであると判断します。被害防除では、境界にブロック壁を施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号78番について、14番 野津委員お願いします。

◎14番 野津委員

受付番号78番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用され、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号79番について、35番 寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号79番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は、現在、妻子と借家住まいで、手狭になったことから住宅建築の適地を検討される中、協議が整ったことから、申請されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号80番及び81番について、33番 伊藤委員お願いします。

◎33番 伊藤委員

受付番号80番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるものです。

次に、受付番号81番の案件については、申請の目的は、寺院駐車場です。

譲受人は、隣接する願海寺の住職をしており、法要等で駐車場が不足する中、寄付してもらえらることになり、申請されるものです。

両案件とも問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号82番について、11番 寺倉委員お願いします。

◎11番 寺倉委員

受付番号82番の案件については、申請の目的は、店舗及び従業員駐車場です。賃借人は、飲食業関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、隣地境界には、擁壁・フェンスを施工され、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号83番について、31番 大橋委員お願いします。

◎31番 大橋委員

受付番号83番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、申請地の西側に両親等と同居していますが、子の成長に伴い手狭になったことから、父から土地を借り受け、住宅を建てられるもので、周囲に農地もなく、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 29名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第6 議案第25号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題と致します。農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【農林振興課職員 入室】

◎議 長

それでは、事務局に説明を求めます。

◎事務局（古川総括課長補佐兼農地係長）

8ページ及び別添1をご覧ください。

議案第25号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別添1「海津市農用地利用集積等促進計画（案）」について意見を求める。

令和7年6月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

市長部局農林振興課より、海津市農用地利用集積等促進計画（案）を作成するにあたり、農業委員会の意見を聞かれるものです。

別添1のとおり、202筆、512,798㎡の新規・更新と、7筆、10,355㎡の転貸先の移転となります。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

今後も中間管理機構の契約等について、更新の時期になってきますので、もっと大量な皆さん方の契約が出てくるかと思いますが、よろしくお願ひします。質問よろしいでしょうか。

◎7番 中村委員

一件わからないところがあります。最後のページで、上から三つ目になります。

海津町鹿野東繩、氏名のところに●●●●さん、それで●●●●さんは、現受け手ってということでしょうか。この期間が6月30日、今月の末から今年の12月31日、非常に短い期間ですが、何か特殊な事情があるのですか。

今、加賀さんから大体のことをお伺いしたので、時間の無駄になりますから結構です。

◎議 長

8番 加賀委員

◎8番 加賀委員

●●●●の関係者です。6月に●●●●で●●●●から受けたんですが、多分●●●●と10年の契約をしていて、この12月にその10年の契約が満了するということで、短期の契約期間ということなんです。

◎議 長

ということです。事務局そういうことで。その外ございますか。はい。よろしいですね。

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第25号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第25号 海津市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

【農林振興課職員 退室】

◎議 長

続きまして、日程第7 議案第26号 令和6年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、を議題と致します。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （古川総括課長補佐兼農地係長）

9ページをご覧ください。

議案第26号 令和6年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、「令和6年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおり、決定することについて審議を求める。

令和7年6月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

農業委員会等に関する法律第6条第2項に、農業委員会の活動として最適化活動が明記されており、議案のとおり、国からの通知に基づき、令和6年度の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について点検・評価するものです。決定後は、ホームページでの公表と併せ、県知事へ報告することとなります。10ページをご覧ください。

10ページと合わせまして、A3の別紙様式第3号をつけております。

こちらの資料は、先月、皆様の活動の実施状況の確認ということでお願いさせていただいたものを取りまとめたものになります。

括弧1、最適活動の実施状況です。活動日数は、全体で3,350日活動をしたこととなります。

次に、成果目標の達成状況および自己点検評価の結果です。成果目標の達成状況ということで、農地の集積については、集積率の目標を74.1%としておりましたところ、75.9%ということで

達成の状況としましては、102.4%。

遊休農地の解消面積は、目標が0.4ヘクタールのところを、2ヘクタール解消したということで500%。

新規参入は、所有者から同意を得た面積につきまして、0.51ヘクタールの目標としましたところ、0.47ヘクタールと、92.2%という達成の状況となっております。

これらを国の示す基準から評価しますと、下の2番、農業委員会の点検評価の項目ですが、下の表、2番の表に当てはめて集計しますと、表1の10点以上15点未満項目になりまして、目標に対して期待を上回る結果が得られたというような状況になります。

次に10ページに戻っていただきまして、こちらがホームページで公表、県に報告する様式になります。

Iは農業委員会の4月1日の状況について、記載する項目になっております。

次にII 最適化活動の実施状況ですが、こちらでも昨年の4月に目標として定めたところに、③実績で先ほどの102.4%を記載しております。

次に(2)の遊休農地の発生防止解消ですが、同じように③番でございます。12ページ③番で実績のところにも先ほどの500%というような数値を記載させていただいております。

次に(3)新規参入の促進で、こちらでも同様に③実績の欄に、達成状況92.2%を記載させていただいております。

次に2最適化活動の目標です。こちらは1人当たりの活動日数の目標が記載されており、評価期間、強化月間の設定回数の3回を記載させていただいております。

次に(3)の14ページの一番下ですけれども、評価した結果を目標の達成状況の表5に、目標に対して期待を上回る結果が得られたと記載させていただき、ホームページで公開をさせていただくこととなります。

次にIII事務の実施状況で、農業委員会の総会の開催実績とか、農地法3条に基づく許可事務の件数、転用案件の処理件数、違反転用への対応など記載させていただいて、農業委員会の事務の実施状況の公表ということで、ホームページに公表させていただくこととなります。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

【挙手する者なし】

◎議 長

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第26号 令和6年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第26号 令和6年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、原案のとおり決定します。

本日本日の議題としては、すべて終了致しましたが、私からその他として二つの報告をさせていただきます。

一つは、先月の総会で会議記録についてのご意見がありました。事務局に確認したところ、審議事項以外についても記録し保管しておりますので、閲覧等を希望される場合は、事務局に申し出ていただきますようお願いいたします。

それから二つ目でございますけど、先月の総会内にもありました通り、中村委員より、会長あてに意見書が届きましたので報告させていただきます。内容については、中村委員が直接説明されることとなで、では、中村委員お願いします。

【33番 伊藤委員より、待ってくださいの声】

◎議 長

中村さんよろしいか。33番 伊藤委員。

◎33番 伊藤委員

しばらくちょっとお時間をいただきたいと思います。

重要な情報提供というのは、太陽光発電についてです。皆様ご存知のように熊本県の阿蘇山のふもとは、太陽光発電の施設が30万基。そして今後、長崎県の五島列島のとある島で150万キロ太陽光発電のメガソーラーが建設されようとしております。これは全て中国の資本の業者が計画しておるようでございます。貴重な国土が破壊されていくのではないかと憂慮しております。

それから第2点目は、静岡県の伊東市、これはゴルフ場がたくさんあって、温泉地でもありますし、なかなか有名な町でございます。それから北海道の釧路市、北海道では大都会ということになっておりますが、この両市とも、太陽光発電いらない都市宣言を発しました。これは両市とも条例化して都市宣言を出しております。ということは違法ではないということですので、我が海津市も、将来に向かって太陽光発電いらない都市宣言を条例化し、対応してはどうかということをご提言申し上げます。以上です。

◎議 長

条例となりますと市の方になります。ご意見ございましたが、提言ということで受けとめさせていただきます。では、中村委員お願いします。

◎7番 中村委員

先回の総会のときに、実際に総会が終わったっていう議事録は2時38分ですが、総会が終わっ

たというそのことを会長おっしゃってから、実際、今の太陽光発電の事とか、私の方から議事の進め方含めて、重要な発言があったのですが、それは全く議事録をご覧になった方なら気が付かれたと思いますが、議事録に載っていません。そういうことの、質疑、諸々の議論が行われて終了したのが閉会后30分、ここで皆さん重要な議論をしているのですが、全くそれが議事録に載ってない。それはもう総会として大きな問題だと思いますがその点については後で触れます。

それで、今日四つの案件に関して、その他の中に入れてくださいと会長にお願いして、わかったということで、その資料について事務局にお願いしたら、事務局は忙しいからできないので、中村さん作ってくれということでしたので、私の方で知る限りで作ってみました。そういう意味では不十分な資料があるのかもしれませんが。それはまた次回の総会などで補足なり修正なりしていただきたいと思います。具体的な資料がないと議論しにくいと思いますので、今日そういうものを作ったという次第です。

まず第1点目は、先回の総会で、皆さんその席に特別報酬を支払われて、会長もこれ俺も初めて見たなというぐらいで私も見て、その額が結構な額でして、その額を保障する財政基盤、農業委員会の予算、それに関連して農業委員会の決算はどうなっているのですか、それを、次回資料として出してくださいとお願いして、それも忙しいからできないということでしたので、私、苦勞していろいろその資料を集めました。お手元にあります、その他参考資料予算決算というのがその資料です。

これは農林振興課、市が予算を計上して、それで農業委員会にそれを配分する形になっています。これご覧になるとわかるのですが、海津市第2次総合計画、第7期実施計画という大層な名前がついています。これは2023年から25年、今年までをカバーするのが第7期。それから次の裏面にあります第9期実施計画、これが2025年から2027年、それぞれの年度の非常にラフな項目と予算額が書かれております。

こういうものをもとに、先月、私どもに給付いただいた報酬としていただいた、多分、皆さん定額だと思うのですが、前年度に比べて約2倍強の特別報酬額が振り込まれていましたので、5月9日に。その財源とか、そのこの位置づけなどをお尋ねしたいというところで、一つ事務局にお伺いしたいと思います。

◎議 長

事務局の方で、よろしいですか。

◎事務局

まず、回答の前にお伺いしたいことがあります。中村委員さんからこの資料の提供があったのは昨日の午後です。昨日の午後、急遽印刷しました。それから資料の最初の1枚目、こちらが一番上に書いてあります、令和7年6月3日に事務局へFAXで提供がありました。ということで、できないという理由は、直前の要望に対しては、なかなかできることとできないことがございます。

できる範囲で対応させていただいたということです。まずはそれを説明させていただきます。

【答弁中に発言有】

◎7番 中村委員

事実は違います。後藤さんから電話いただいたのは、金曜日に電話いただいています。具体的内容どうですか。それは事務局の仕事でしょうということをお答えしていますので事実を曲げて言わないでください。

◎事務局

はい、まず発言される際は、会長の許可を得てからお願いいたします。

事実は先ほど説明の通りです。私が資料印刷を依頼されたのは、会長さんから昨日の午後です。これは間違いありません。

では先ほどの質問ですけれども、農業委員さんへの報酬について、その財源につきましては市の予算と補助金になります。補助金につきましては、二つの補助金が入っております。農業委員会交付金と農業委員会費補助金と二つのメニューが入っております、合計で令和7年では補助金の額として、401万1000円という額になっております。以上です。

◎議 長

はい、中村委員。

◎7番 中村委員

はい、私は理解不能な部分があるのですが、まずこの農業委員会の委員および推進委員の報酬額について、国が定めた額があるのですね。それは後藤さんご存知ですか。それをご存知の上で、この市からの農業委員会事務局への予算経費を了とされたのですか。

◎議 長

はい、事務局。

◎事務局

はい、お答えさせていただきます。まず委員さんの報酬につきましては、基本給と加算給、二つの種類の単価設定がございます。こちらにつきましては、市の条例、特別職の報酬条例がありますので、こちらに基づいてお支払いをしております。以上です。

◎7番 中村委員

いや私がお伺いしたいのは、ここに出ている農業委員会事務局への予算配分額。それには何も

疑問を持たずに、これを了とされたのですか。

それともう一点、これは3月に農業委員会事務局に見せた。明らかにしたというところですので、この3月以降、4月、5月、今回6月です。どうしてこの事務局に出された予算案も、この総会で今年度はこういう額の予算ですということを、紹介なりされなかったのですか。これは事務局の予算ではなくて、農業委員会の予算です。なぜそれを公開されない。でそれを了とするかどうかは、農業委員が決めることです。後藤さんが決めることじゃないのです。

加えて、農水省からの農業委員、それから推進委員の1人当たりの手当は、農水省は、月額平均4.5万円を考えているということです。だから特別報酬と毎月の1万9000なんぼいただいたって、この4万5000円に毎月到底到達しなくて60%弱です。あと40%どこ行っちゃったのかということですが、それは市が自分の懐に入れちゃったのですか。その辺どうですか後藤さん。

◎33番 伊藤委員。

いや、それはちょっと僭越の極みです。その意見は。

◎議 長

中村委員もっと、端的にご質問だけにしてください。

◎7番 中村委員

私は答えていただくために、疑問を投げています。だから、次回答えていただければ結構です。はい。宿題として、今投げかけましたので、それでいいでしょうか。

◎議 長

はい、伊藤委員。

◎33番 伊藤委員。

中村さん、それ以上はね、疑問はありましようが、そこそこで収めてください。これはもう。

◎7番 中村委員

申し訳ないですけど、それは農業委員会というのは農業委員会法に基づいて活動する場所です。ですので、私はその原則に基づいてやっています。会長もそれはお望みだと思います。農業委員会法に外れることができませんので。

◎議 長

中村委員言われますけど、皆さんがそれを知りたいと思っているかどうかということ。今、あと数日で知りたいという形ですけど、皆さんがそれを知りたいということを、傍聴される方もお

見えでしたら、そのように対応していかないとはいけませんし、今、返答もできにくい状況になっていますから。

◎7番 中村委員

ですから次回で結構です。他の案件ありますのでよろしいでしょうか。

◎議 長

そういうことで、この件は。はい。

◎7番 中村委員

二つ目は海津市の職員定数の条例です。ご承知のように今事務局は2名です。ですが定数は4名になっています。まだ、2名の空きがあります。私の資料作りも含めて、忙しいから対応できないということだったら、あと2名を補足することを提案いたします。それで、事務局員、いわゆる農業委員会の職員に関しては、任命、あるいは罷免することは、農業委員会の専権事項です。市長がそこに口を出すことはできません。だけど定数を決めることは、市の条例で決めますので、この条例どおり4人で事務局を構成することが可能です。

◎議 長

定数は4名で、現状は2名ということで、これは事実です。いろいろ他の別件で市長さんともお話したこともございます。実際、海津市は職員さんが少ないと、また他の方からも聞いていますが、かなり辞められる方が見えるというようなことも聞いておりますが、そんな中で今、定数が4名だから、4名を提案したらどうかという、こういうご質問だったと思いますが、そういうことでよろしいですね。

◎7番 中村委員

いや、違いますから。農業委員会の職員は、農業委員会が任命あるいは罷免することができます。ですから市の職員から雇い上げる、或いは来ていただく必要は全くありません。農業委員会が独自に募集をかけて、それで職員を任用することは可能です。それは国会でも取り上げられて、それに反対した市長が厳しく追及されています。ですからやろうと思えばできます。

次の案件に移ってよろしいでしょうか。

◎議 長

今で、その件は終わりですね

◎7番 中村委員

また次のときに発言するかもしれませんが、そういうことだ。ということです。

はい。次に海津市農業委員長専決規程。これは12月5日に農業委員会訓令第2号という形で出ています。この文章は、全く12月5日の時点では見ていません。文案の検討も何もなく、12月5日に農業委員会の名前を騙って訓令が出ています。一体これはどういうことですか。

◎議 長

はい、事務局。

◎事務局

会長専決規程。令和6年の12月5日の総会におきまして、資料として一式をペーパー1枚ですがお渡ししながら私から説明しました。そこで了承を得て、会長専決規程として新たに整備されたと考えております。以上です。

◎議 長

はい、中村委員。

◎7番 中村委員

専決規程は資料の中に入れていません。

◎議 長

はい、事務局どうぞ。

◎事務局

総会資料として配っております。再度ご確認をお願いします。

◎7番 中村委員

次のその他の資料のところ、これ最後になりますが、総会議事進め方というところで、よろしいでしょうか。

◎議 長

はい、どうぞ。

◎7番 中村委員

ここに挙げました総会の議事日程、令和6年4月の部分、5月の部分、令和7年4月の部分、5月の部分です。令和6年まで、その他という項目があります。そのために議事録にもその他で話し合

った内容がちゃんと記録されています。

ところが、令和7年になって、4月、5月、5月は、昨日です。先ほど触れましたように、30分の討論をしながら、それが全く議事録に載っていません。その中には先ほど出ました太陽光の問題もあって、それを会長が、その発言は議事録に載せなあかんわなという、加賀さんからこれは議事録に載らないのですか、という疑問もあって。それを全く議事録に載らない。このその他がないからです。

ですので、是非議案の中に、農業委員のいろんな活動を含めて疑問も解決できる総会は月に1回しかありませんので、その他を是非入れてください。それがないと、事務局が議事録を作る中に入れませんので、よろしくお願いします。

◎議 長

前回も言いましたように、発言の中で、事務局からも先ほどありましたように、あんまり切羽詰まった頃に、資料等の準備をと言われても、また即答できないこともありますので、前もって文章で出して欲しいということを、皆さん方にご了解願ったと解釈しております。

そうしましたら、この総会を開く前、皆さん方に会議案内するときに印刷もできるわけです。その他、今回でも質問があるということであれば、それを皆さんにお知らせできると、私はそう解釈してお願いしたわけです。

今回はどうかというと、6月3日に一部、また印刷の関係もございまして、その前に電話で連絡させてもらった中でも、あくまで中村委員が言われるのは、この総会があるかどうかわからないのに質問ができないという。今日の話ですよ。特に3条、4条、5条の申請の締め切りが決まっているので、それと期日を合わせて出してもらえないかというお願いをしました。皆さん方、そのことは、承知していただけたと思いますが、いかがでしょうか。

【承知しているとの声】

◎議 長

事務局も困ります、急にと言われても。私は、今回質問は何もないと解釈しておりました。

はい。

◎22番 伊藤委員

その他の項目入れるのは賛成ですが、前回、議長言われた日にちの規定がなかったのですね。それで、例えば毎月15日とか20日までに出せば、事務局も対応してもらえる期限、切ったらどうですか。

◎議 長

その方が私もはっきりします。

◎22番 伊藤委員

20日なら20日、月末は月末という。

◎議 長

月末は、総会案内を出しておりますので、わかりやすいように、3.4.5条の受付の締め日がありますので、それに合わせていただけるといいかなということをお願いしたつもりおります。

今、伊藤委員が言われましたように、何らかの日にちを決めた方がいいというご提案でございますが、まず、日にちを決めることに対して、賛成の方は挙手をお願いします。

【挙手全員】

◎議 長

それでは、日にちを決めさせていただきますが、私の提案は、3.4.5条の受付日がありますので、提出日までにとということをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。毎月の提出期限日があります、その日に合わせて、ご意見があったら提出していただけないか。もちろんそれには、関係説明資料も必要ですので、事務局も準備、コピーしますし、こういう説明文をつけていただくと、箇条書きは案内しますが、説明も一緒にということでも事務局も資料準備するということをお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

これも賛否を取らせていただきます。先ほど言いましたように、毎月の提出期限が決まっておりますので、それまでに、皆さん方ご質問ありましたら、わかる範囲で箇条書きと説明文書を出していただきます。そういうことで同じ日ということでご賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎7番 中村委員

お伺いしたいのですが、説明の文章って言っても、例えば私、これものすごく苦労して資料取ったのですが、本来事務局の仕事をなぜ農業委員がやらなきゃいけないのですか。

だからほんの1～2行でよろしければそれは可能です。だから、本当はアブストラク的な中身で当然よろしいわけですね。概要で。

◎議 長

概要もありますけど、説明は当然していただきたい。

◎7番 中村委員

これは農業法に基づく3条4条5条の申請とは全然違う。総会でどういうことを討論しますね、したいですねということで、総会にかけての議案提案なのですよ。

◎議 長

それで結構ですよ。

◎7番 中村委員

だから本来だったら題目だけで結構なのですよね。なぜかという、農業委員あてに事務局から来る連絡は題目だけですね。

◎議 長

それは違います。題目も案内はしていますけど、こういうことで審議していただくということで案内しておりますけど、それに対する資料も添付されているわけです。その準備をしたいということをお願いしておるだけですので、説明も何も・・・

◎7番 中村委員

だからそれを拒否しません。今回のように私作ります。ですけれども、完璧なものは無理の場合もあります。ですので、事務局は、当日資料配布で、例えば集積計画なんかも網羅すぎて見ている余裕もないぐらいで採決です。だからその辺は重々ご理解と協力をいただかないと難しいと思います。

◎議 長

はい、私が言いたいのは題目だけではなく、皆さんいきなり発言されても、わかりにくいからできる限り資料が欲しいと、こういう意味でございます。

本当にできる限り、こうやって配布できるのだったら配布した方がよいと思っておりますので、お願いしたい。

ということで、期日は一般の申請期限に合わせてお願いしたい。若干1～2日は遅れても止むを得ないですが、ただ、緊急動議は受け付けますので、その辺だけは言っておきます。同じ日を期限にするということで賛成の方は挙手をお願いします。要するに15日ということです。

【挙手全員】

◎議 長

ということでよろしく願いいたします。あと1年よろしく申し上げます。

はい、28番 伊藤委員。

◎28番 伊藤委員

議事録のことを何回も中村さん言うてみるのですが、今までの慣例で私はいいいのではないかなと思うのです。そんな風に記録は残してあるし、わかるように、見ても閲覧できるっていうか、それでいいと思うのですが、皆さんはどう思ってみえるのですか。

◎議 長

はい、24番 堀田委員

◎24番 堀田委員

その他を議事録に載せよというそういう案件だと思うのですが、一応議事録に載せないまでも、この委員会、総会で農業委員さんだけが知っていればいいということも踏まえて発言したい機会もあるのです。

いわゆる一般の人に知らせたくないわけじゃないですが、農業委員のみが知っていればいいだろうという、そういった意見もあろうかと思しますので、細かく議事録載せるとなると、発言もためらいますので、私も前回オフレコ承知の上で発言しました。自分の発言が、いちいち議事録に載って、公開されたくない思いもありましたので。

みんなの気さくな、委員さんの苦労とか、日頃活動しているそういった貴重な意見を聞きたいのですが、なかなか全部が全部議事録に載って公開されるとなると、フランクな発言ができないかと思うので、私はそれを懸念しているのですが、これは一つの意見として、一言申し上げました。以上です。

◎議 長

はい、それぞれからご意見ございました。はい。

◎18番 諏訪委員

議長が緊急動議は受けますとおっしゃいましたけど、なかなか、これ議長の裁量でどこまでやるかっていうことは実際難しいですよ。例えばこの今日の議題の中でね、これを修正するってことは、今皆さんにどうかって提案されますけど。

今日のように農業委員会が全て決めるべきだとか、規定の運用になるとね、これはどちらが正しいかって言ってもいろんな意見が出てくるのです。弁護士もわかれると思う。それは議長、今すぐ裁量で皆さんに諮ろうといただいてもなかなかできない。その辺の判断が非常に難しいと思うけど。

それからもう一つだけ、単なる質問なのか、あるいは動議として提出するからみんなの研究してもらいたいとか、その辺を分けて出していただくと、議長もやりやすいじゃないですか。議長の裁量でね、これは妥当だ。

だから、普通の会社ですと、私の経験ですと大体法務課っていうのがあって、法務課に問い合わせ、そこでもどうにもならない場合は、顧問弁護士に聞く。この弁護士も細分化されているから会社法の専門家とか、組合の労働問題になると、これ解雇していけるかどうかなんてやっぱ労働法専門の先生、それから犯罪関係になるとまたそっちの先生がって、なかなかややこしい

ですよ。だから、今、議長は緊急のやつはどうして、なかなか難しいですから、議長もその辺慎重に判断されて、やられたらと思います。なかなかこれ難しいです。規定の量とか何かかっていうことになるとう本当に難しいと思うのですね。以上です。

◎議長

いろいろご意見ありがとうございます。

はい、伊藤委員。

◎33番 伊藤委員

今までのお話を聞いておりますと、この議事録というのは、当然議案の結末を載せるものということと解釈しておりますが。議案ということになると、議案第何号と番号がつくのですよね、提案理由の番号が。ですから、こういういろんな意見は会を閉じられる前に、協議事項ということで、分けて議案と併せて処理されたいかがでしょうか。

これは議案番号、その他の議案番号がつくことになった議案第何号その他、なんだっていうことになっちゃうと思うので、これは協議事項ということで取り扱って、それを書面に残すのは残すという形で、議事録は議事録、協議事項は協議事項ということで、ほぼ同率で証拠を残していくという形ではどうでしょうか。

◎議長

中村委員がいつも言われるのは、議事録に載ってないのご意見が大半だったと解釈しております。

それで議事録に載せるのが主なら、その他を前もって文章出してもらえないかと。質問だけで、折り返し返答しなきゃいけないやり取りが相当以前にありました。そうすると、もう同じみたいな会話がずっと続いて、延々と議事録が長くなるような経過があり、私は前もって案内いただければ、それなりの答えを出せるような準備もできるのではという意味であって、中村委員が資料を持ってこいとか、それは今回の話で、今まではそんなことでこちらも検討できるような準備ができたらいと解釈をしておりました。そういう意味で、前もって質問等を出していただくと、ある程度こちら資料の準備もできる、そんなことを思っ前もってお願いしますと言ったつもりでございますので。

伊藤委員さんが言われるように、これは議事録に載せるか載せないかについては、皆さん方が判断していただければ結構ですので。また、先ほど伊藤委員言われたように、これは当初から会議の記録は、議事録やなしに会議録として、すべて記録を残してあります。当初、局長も言いましたように、いつでも閲覧できる体制にしてあります。だけど中には、議事録として載せて欲しいという項目もあるかもわかりませんので、そのときはそのときということでお願いできませんか。案件名のみではわかりません。私自身もそんな判断できません。ただ期日だけはお願いした

いということで、再度、賛成の方は挙手をお願いします。

【挙手全員】

◎議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成でしたので、そういうことでお願いいたします。

それでは、本日予定の議題は全て終了いたしました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後3時16分）

議事録署名者

14 番

16 番

議 長